

「約款・規定集（法人のお客さま用）」の新旧対照表

2026年8月

2026年10月1日を効力発生日として約款・規定を改定いたします。下線部分が改定箇所となります。

改定後（新）	改定前（旧）
証券取引約款	
第6章 振替有価証券の取引	
第33条(加入者情報の取扱いに関する同意) 当社は、原則として、振替決済口座に振替機関が定める振替有価証券に係る記載または記録が行われた場合、または新規口座開設が行われた場合には、お客さまの加入者情報（名称、住所、代表者の役職氏名、その他振替機関が定める事項。以下同じ。）について、振替制度に関して振替機関の定めるところにより取り扱い、振替機関に対して通知することにつき、ご同意いただいたものとして取り扱います。	第33条(加入者情報の取扱いに関する同意) 当社は、原則として、振替決済口座に振替機関が定める振替有価証券に係る記載または記録が行われた場合には、お客さまの加入者情報（名称、住所、代表者の役職氏名、その他振替機関が定める事項。以下同じ。）について、振替制度に関して振替機関の定めるところにより取り扱い、振替機関に対して通知することにつき、ご同意いただいたものとして取り扱います。
2026年10月1日改定	2026年4月1日改定
つみたてプラン約款	
(指定投資信託の買付に係る手数料) 第7条 指定投資信託の買付に係る手数料は、原則、無料とします。ただし、買付に係る手数料が有料である対象投資信託を新規に追加する場合には、あらかじめ当社のホームページにおいて周知するものとします。	(指定投資信託の買付に係る手数料) 第7条 指定投資信託の買付に係る手数料は、買付価額に1.10%（税抜1.0%）を乗じて得た金額とします。ただし、買付に係る手数料を無料と定めている投資信託を除きます。
(契約の解除) 第13条 この契約は、次の各号のいずれかに該当したときに解除されるものとします。なお、下記(2)および(3)に該当する場合には、当社から申込者に通知することなく解除されるものとします。 (1)申込者が当社所定の手続によりこの契約の解除を申し出た場合 (2)払込金が3回連続して払込まれなかった場合 ただし、第11条第1項により自動引落を停止している場合は除きます。 (3)申込者の指定投資信託の全てが第10条により対象投資信託から除外された場合 (4)やむを得ない事由により、当社がこの契約の解除を申し出た場合	(契約の解除) 第13条 この契約は、次の各号のいずれかに該当したときに解除されるものとします。 (1)申込者が当社所定の手続によりこの契約の解除を申し出た場合 (2)払込金が3回連続して払込まれなかった場合 ただし、第11条第1項により自動引落を停止している場合は除きます。 (3)申込者の指定投資信託の全てが第10条により対象投資信託から除外された場合 (4)やむを得ない事由により、当社がこの契約の解除を申し出た場合
(通知の効力) 第14条（省 略）	(その他) 第14条（省 略）
2026年10月1日改定	2022年7月19日制定 2023年4月1日改訂

最新の「約款・規定集（法人のお客さま用）」に関する情報は、当社HP (<https://www.smbcnikko.co.jp/service/account/yakkan/>) においてご確認ください。スマートフォン用アクセスページはこちら→

